

海老名運動公園再整備計画改定業務委託仕様書

1 仕様書の適用

本仕様書は、海老名市（以下「委託者」という。）が発注する「海老名運動公園再整備計画改定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

本業務は、平成 30 年に策定した「海老名運動公園再整備基本計画」を令和 6 年 8 月に策定した「海老名市スポーツ施設の方向性」に基づき、人口減少や社会情勢の変化をふまえ構想・計画を再検証し、計画改定を行うことを目的とする。

3 委託内容（案）

（1）計画改定に伴う検証等

ア 実現に向けた実施スケジュール（工程表）と検討課題の検証

本業務に関する契約事項及び貸与資料等を十分把握した上で、技術方針及び作業工程を検討し、工程表を作成する。

また、現計画の問題点の抽出及び課題の整理を行う。

イ「海老名市スポーツ施設の今後の方向性」を踏まえた条件の整理・分析
上記アで整理した問題点、課題を念頭に条件の整理・分析を行う。分析にあたっては、具体的な導入施設の機能、規模及び概算工事費等の比較、検討も同時に行う。

また、本整備は社会資本整備総合交付金を活用予定であることから、当該補助金の基礎資料となることを念頭に検討し、比較については 3 案程度提示すること。

ウ 民間活力導入可能性調査

- ・ 民間活力導入可能性調査及び事業方式の検討
- ・ 民間事業者等への市場調査の実施（サウンディング型）
- ・ VFM の算出

エ 改定内容の整理

オ 関係書類の作成

- ・基本計画書（本編・概要版）

※社会資本整備総合交付金の申請書類として活用可能なものを作成すること

- ・計画平面図、施設平面図及び鳥瞰図
- ・イメージパースの作成

(2) 合意形成支援

- ① 庁内会議の運営支援（3回程度）
- ② パブリックコメントの実施支援
- ③ 住民説明会の実施（2回程度）
- ④ 関係機関との協議

4 委託期間

契約締結日から令和7年5月31日まで

5 成果品

成果品の提出については、以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、委託者の指示によるものとする。

(1) 基本計画

- ① 本編及び概要版 A4判（カラー含む） 2部
- ② 基本計画平面図、イメージパース 10部
- ③ 上記に係る電子媒体を記録したCD-ROM等の電子媒体一式

※電子データの形式、媒体については別途協議する

6 事業スケジュール（案）

令和7年2月	再整備計画改定（案）完成
令和7年3月	パブリックコメント実施
令和7年5月	再整備計画改定

7 業務従事者の必要資格

本業務において、管理技術者は技術士（総合技術監理部門－建設）又は技術士（建設部門）あるいはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有するものを選任すること。なお、管理技術者と業務主任者は兼務することができないものとする。

また、募集要項に記載のとおり、類似事業として、平成 26 年 4 月 1 日以降に国、地方公共団体またはこれらに類する公的機関が発注する、同規模程度(本契約の面積の 50%までを同規模程度とする。)のスポーツ施設を含む都市公園の整備計画作成または改定に関するコンサルティング業務のプロポーザル等を元請けで受注した実績を有すること。(完了済みの契約に限る)

8 その他

- (1) 受託者は常に緊密な連絡体制を取り、必要に応じて打ち合わせ等を行うこと。
- (2) 受託者は打ち合わせ及び協議等を実施した際の議事録を作成すること。
- (3) 受託者は、本作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、市が提供した資料等を許可なく第三者に提供したり、目的外に使用しない。
成果品全ては委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで第三者に閲覧や複写、又は譲渡してはならない。
- (4) 受託者は、業務遂行にあたり知的財産権に十分留意する。
- (5) 受託者は、個人情報の取り扱いにあたり本仕様書に記載してあるものの他、契約約款の特記事項（個人情報の保護）を遵守すること。
- (6) 本業務の執行に必要な調査、調整、企画、提案等にかかる一切の費用は契約内に含むものとする。
- (7) 受託者は、業務における総合的企画、業務遂行管理等の主な業務を再委託してはならない。印刷・製本等の簡易な業務以外の業務の一部を第三者に再委託する場合には、受託者に承諾を得ること。
- (8) 委託業務に際し、事前に関係者への周知を図るとともに、身分証明書を絶えず携帯し、民有地へ立ち入る場合には、相手方にその身分を明らかにし、了解を得てから作業を実施すること。
- (9) 本委託業務は、海老名市環境マネジメントシステム契約事業環境配慮マニュアル適用事業になっていることから、監督員と環境配慮に関する事項の内容確認を行い、その内容に留意し、作業を行うものとする。
- (10) 本作業を進める上で疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上、実施すること。なお、協議については書面(打合せ記録簿)で行うこと。
- (11) 本委託仕様書に定めのない疑義事項については、委託者と協議しその指示に従うとともに、打合せ議事録に協議した内容を記録すること。
- (12) 成果品納入後に不備が判明した場合、速やかに訂正を行うこと。